



戸田市空き家バンクとは、市内の空き家に関する情報を市ホームページ等で公開し、空き家を「売りたい」所有者の方と、空き家を「買いたい」購入希望者の方とのマッチングを行う制度です。

空き家の所有者の方が宅地建物取引業者に支払う仲介手数料や、空き家を購入された方が行う改修工事や除却工事に関する費用を補助する制度もあります。

<戸田市空き家バンク制度のイメージ図>



※市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、空き家の交渉・売買契約等は行っていない。

空き家でお困りの方、お探しの方は、まちづくり推進課までご相談ください。

戸田市 都市整備部 まちづくり推進課
(住宅政策・マンション担当)

Tel: **048-441-1800** (代表)

戸田市空き家バンクへの登録と利用の流れ

※以下の内容には、市による所定の審査があります。

空き家の所有者
(物件登録)

1 登録申込

下記の必要書類を提出してください。



申請書

① 物件登録申請書 ② 物件登録カード

添付する
書類

③ 建築確認済証、検査済証等
④ (複数の所有者がいる場合) 所有者全員の承諾書
⑤ 市税等完納証明書
⑥ 所有権保存の登記を確認する書類

2 現地調査

売買に係る仲介を行う宅地建物取引業者をお選びください。
担当する宅建業者が現地で物件調査を行います。

3 媒介契約

担当する宅建業者と売買に係る媒介契約を締結します。

物件登録完了・市ホームページ等で公開



空き家の購入希望者
(利用登録)

4 情報閲覧

空き家バンクに登録された物件情報を閲覧します。

5 利用登録

物件見学や購入を希望される場合は、下記の必要書類を提出して利用登録を行ってください。



申請書

① 利用登録申請書 ② 利用登録カード

6 交渉申請

気に入った物件がありましたら、物件交渉の申請をします。

市から空き家の
所有者へ連絡

【フラット35】のご利用について

本補助金と併せて(独)住宅金融支援機構の【フラット35】をご利用される場合は、金利がさらに優遇されます。
【フラット35】の手続きについては、**事前に市にご相談ください。**



補助金と
【フラット35】
の併用で

当初5年間
年0.25%
引下げ

7 交渉

売買の交渉は、宅地建物取引業者の仲介のもとで行います。

8 契約

契約成立時には仲介手数料が発生します。

戸田市空き家への住み替え補助金

(※詳しくは、別紙チラシをご覧ください。)

売買契約が成立したときは、空き家の所有者が宅建業者に支払う仲介手数料や、空き家を購入された方が行う改修工事や除却工事に関する費用を補助する制度があります。

空き家の所有者

仲介手数料

5万円

空き家の購入者

改修工事費

最大 60万円

除却工事費

最大 50万円

空き家の所有者・購入希望者